

## 監査報告書

2016年5月11日

学校法人明治大学  
理事會御中  
評議員會御中

学校法人明治大学

監事 大山卓良

監事 有賀隆治

監事 熊崎勝彦

私たちは、学校法人明治大学（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第15条の定めに基づいて、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における同法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、財産目録及び事業報告書の検討並びに重要な決裁書類等の閲覧などを行いました。

財産の状況については、公認会計士（独立監査人）から私立学校振興助成法第14条第3項の定めに基づく監査に関する説明を受け、連携し、必要な監査手続きを行いました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務並びに財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上